

FAX 安全講習

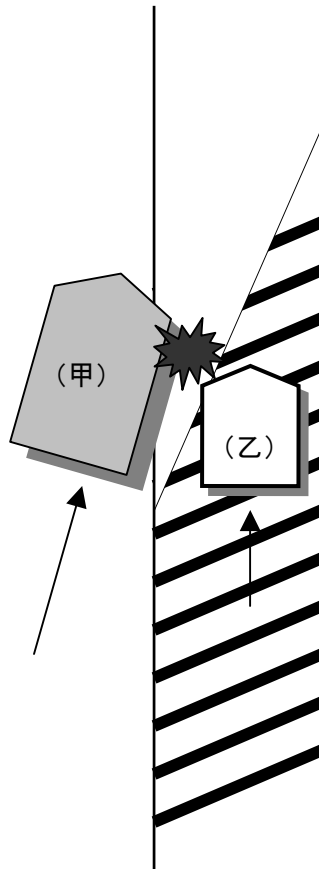
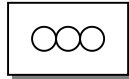
乗務員の皆様

お疲れ様です。実際に起きた事故をご紹介します。同様の事故の防止に役立ててください。

■事故日:平成**年3月24日 午後1:00ごろ ■事故場所: 滋賀県 大津市

■当事者:(甲)4t箱車(44才男性) ■当事者:(乙)ミニクーパー(41才男性)

■事故状況:(甲)が右折レーンへ車線変更を開始したところ、右後方から直進してきた相手(乙)に接触した。なお、相手はゼブラゾーンを走行してきた。



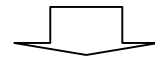
過失割合は?



道路交通法は、進路変更をする場合の運転手に重い注意義務を定めている。



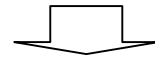
基本は、(甲)の過失70%。



ゼブラゾーンは

- ①「安全地帯」(道路交通法2条1項6号) や
- ②「立入禁止場所」(道路交通法17条6項) には該当しない。
- ③ゼブラゾーンへの進入それ自体は道路交通法上の処罰の対象ではない。

処罰の対象ではないからといってむやみにゼブラゾーンに進入して交通秩序や安全を乱していいわけではない。



(甲)の基本過失50~60%

【損害状況】

(甲)人損:なし

物損:少損

(乙)人損:なし

物損:20~30万円

【(甲)の話】

- ① まさか、ゼブラゾーンを走ってくるクルマがあるとは思わなかった。
- ② 気付いたときには相手(乙)は真横にいた。

ゼブラゾーンでもしっかり後方確認!

意見・感想などを書いて、日報と一緒に提出して下さい。